

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

規 則	ページ
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (中小企業課)	31
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	32
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	32
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (技術管理課)	33
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	33
○土砂災害警戒区域の指定について…………… (砂防災害課)	33
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	34
○特定調達契約に係る入札の公告……………	35
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35

## 規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第72号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の2を第3号とし、第6号を削り、同条第7号中「組合員等の」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の」に改め、「特定中小企業団体」の次に「（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「第11号」を「第10号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とす

る。

第3条の3中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の2を第3号とし、第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第10号」を「第9号」に、「同条第11号から第14号まで」を「同条第10号から第13号まで」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第4項を附則第9項とし、附則第3項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（北海道中小企業近代化資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置）」を付し、附則第2項を附則第7項とし、同項に見出しとして「（北海道中小企業近代化資金貸付規則の一部改正）」を付し、附則第1項の次に次の見出し及び5項を加える。

（電力需給対策貸付に係る特例）

2 第3条各号に掲げる事業のうち省エネルギー設備、新エネルギー設備、自家発電設備その他これらに類する設備を導入するものであって知事が認めるものに係る中小企業高度化資金の貸付（以下「電力需給対策貸付」という。）については、第3条の2の規定にかかわらず、有利子貸付とし、次項及び附則第4項に定める特例措置を講ずるものとする。

3 電力需給対策貸付の金額は、査定金額から当該査定金額の100分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額を控除した額以内とする。

4 電力需給対策貸付に係る第3条の6の規定の適用については、同条中「3年」とあるのは、「5年」とする。

5 電力需給対策貸付に係る事業実施計画書の提出期限は、第3条の7第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

6 電力需給対策貸付の決定は、平成26年3月31日までに限り行うことができる。

別表第1有利子貸付の部(1)の項中「第3条第9号又は第10号」を「第3条第8号又は第9号」に改め、同部(2)の項中「第3条第4号、第5号又は第7号から第9号まで」を「第3条第5号から第8号まで」に改め、同部(3)の項中「第10号」を「第9号」に、「第3条第9号」を「第3条第8号」に改め、同部(4)の項中「第10号」を「第9号」に、「同条第13号若しくは第14号」を「同条第12号若しくは第13号」に改め、同表無利子貸付の部(1)の項中「第3条第9号又は第10号」を「第3条第8号又は第9号」に改め、同部(2)の項中「第3条第4号、第5号又は第7号から第9号まで」を「第3条第5号から第8号まで」に改め、同部(3)の項中「第10号」を「第9号」に、「第3条第9号」を「第3条第8号」に改め、同部(4)の項中「第10号」を「第9号」に、「同条第11号若しくは第12号」を「同条第10号若しくは第11号」に改める。

別表第2の1の項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同表の2の項中「第9号」を「第8号」に改め、「（以下単に「中小企業承認事業計画」という。）」を削り、同表の3の項を削り、同表の4の項中「第3条第9号又は第10号」を「第3条第8号又は第9

号」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の5の項中「第3号まで、第5号、第6号、第9号又は第10号」を「第5号まで、第8号又は第9号」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「第10号」を「第9号」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の7の項中「第3条第9号」を「第3条第8号」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の8の項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項及び10の項を削り、同表の11の項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「第9号又は第10号」を「第8号又は第9号」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の12の項中「第3条第2号の2、第3号、第5号又は第8号から第10号まで」を「第3条第3号から第5号まで又は第7号から第9号まで」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の13の項中「第6号又は第9号」を「又は第8号」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の14の項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「第9号又は第10号」を「第8号又は第9号」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の15の項中「第3号から第9号まで」を「第4号から第8号まで」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の16の項を同表の13の項とし、同表の17の項中「第3号から第7号まで又は第9号」を「第4号から第6号まで又は第8号」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の18の項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「第9号又は第10号」を「第8号又は第9号」に改め、同項を同表の15の項とする。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 北海道告示第533号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日  
平成24年8月6日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 NTTファイナンス株式会社

(2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番1号

4 落札金額

2,187,150円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年6月22日付け北海道告示第422号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成24. 8. 16 当麻土地改良区

同 永山土地改良区

### 北海道告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字入舸町17の5・字番屋ノ沢573の1・617の1・617の5から617の8まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字小泊29の1・118の2・406の1・852（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第536号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
工事施工情報共有・電子納品保管管理機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日  
平成24年8月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社 HBA
  - (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額  
1,459,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成24年7月3日付け北海道告示第451号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道建設部建設管理局技術管理課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道	2 路線名	雨竜旭川線	3 道路の区域	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
				上川郡鷹栖町223番1地先から			前	15.09mから	69.22m	—
				同郡鷹栖町223番30地先まで				22.79mまで		
							後	15.09mから	69.22m	—
								23.38mまで		

#### 北海道告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
変電所沢川（I-31-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
勇払郡安平町早来栄町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
栄の沢2号（II-31-0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
勇払郡安平町早来栄町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
お寺の沢川（I-31-1340）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
穂別沢川（I-31-1350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
勇払郡むかわ町穂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**総合振興局告示及び  
振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第32号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成24年8月28日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
  - (1) 契約 平成24年8月28日に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約
  - (2) 資格 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
  - (3) 特定役務の種類 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務
- 2 資格要件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

- 第14条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 法に基づく収集運搬業者で、その許可に係る営業年数が2年以上あること。
- (3) 過去5年間に於いて、法第14条の3の規定による事業の停止命令又は法第14条の3の2の規定による許可の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる条件を満たしている単体企業又は汚泥運搬共同体（以下「共同体」という。）であること。
  - ア 単体企業に係る資格の要件  
共同体の構成員として、本入札に参加しない者であること。
  - イ 共同体に係る資格の要件
    - (ア) 共同体の構成員は、汚泥の収集又は運搬を分担して行うものであること。
    - (イ) 共同体の構成員の数は2者又は3者であること。
    - (ウ) 共同体の構成員は、単体企業又は他の共同体の構成員として本入札に参加しない者であること。
- (5) 過去2年間に、地方公共団体との汚泥の収集・運搬に係る業務で、おおむね同規模の業務の受注実績があること。ただし、共同体については、構成員が3者の場合は2者以上が、構成員が2者の場合は2者が当該要件を満たすこと。
- (6) 予定数量1,028トン以上の収集・運搬が可能なこと。
- (7) 仕様書のとおり本業務を履行可能なこと。
- 3 資格要件の特例  
平成16年北海道告示第447号の2による。また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
  - (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成24年8月28日から同年9月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
  - (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
    - ア 提出先の名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課
    - イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

### 北海道空知総合振興局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年8月28日

北海道空知総合振興局長 武田 裕 二

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 1,028トン

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成24年10月1日から平成25年3月29日まで

(4) 履行場所 石狩湾浄化センター

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成24年北海道空知総合振興局告示第32号に規定する石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託契約に関する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部第4会議室（送付による場合は、郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課）

(2) 入札日時 平成24年9月25日（火） 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成24年7月3日付け北海道空知総合振興局告示第27号

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

#### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

#### 10 その他

平成16年度北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
電話番号 011-561-0416

#### 11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Collection and Transport of Sludge from Ishikari Gulf purification Center, approximately 1,028 ton

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 25, 2012

C Contact : Management Division, Office of Land Acquisition and Management, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefecture 1 Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo, Nishi 16-chome 2-1, Chuo-ku, Sapporo, 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0416

### 北海道宗谷総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年8月28日

北海道宗谷総合振興局長 吉田 浩 史

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック（7t級タンク型）1台

（除雪トラック1台（7t級タンク型）と交換）

#### 2 落札を決定した日

平成24年8月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道いすゞ自動車株式会社

(2) 住所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号

4 落札金額

30,345,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年7月6日付け北海道宗谷総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

---